

朝日町企業立地奨励事業のお知らせ

1. 企業立地奨励事業

(R7.10改正)

対象業種	対象経費	新規・増設の別	区分	交付要件		補助率	限度額
				投下固定資産額	新規雇用		
製造業 (青字部分は町長が特に認める場合に適用)	・用地 ・建物 ・設備	新規又は増設	町単	1,000 万円以上	1 人以上	対象経費の 10%	5,000 万円
			県助成併用	5 億円以上 (2.5 億円)	10 人以上	対象経費の 10% ※対象経費が 100 億円を超える部分については 2%	2 億円
				50 億円以上	60 人以上		5 億円
				100 億円以上	100 人以上		30 億円
非製造業 ソフトウェア業 情報サービス関連産業 デザイン業	・用地 ・建物 ・設備	新規又は増設	町単	1,000 万円以上	1 人以上	対象経費の 10%	5,000 万円
			県助成併用	5,000 万円以上	10 人以上	対象経費の 5% ※対象経費が 100 億円を超える部分については 1%	1 億円
				50 億円以上	60 人以上		2.5 億円
				100 億円以上	100 人以上		15 億円
				5,000 万円以上	5 人以上		1 億円

★さらに「先端産業※1」に該当する場合は上記に補助対象経費の 10%を上乗せ（限度額 10 億円）

★表中（ ）内は「サプライチェーン再構築・町内回帰事業※2」の適用

※1 成長産業分野で産業構造の高度化に資すると富山県知事が認めるもの

※2 海外で自社生産していた製品・部素材を町内の自社工場生産に切り替える等の要件に合致するもの

2. 山村地域企業立地奨励事業(山村地域内における企業立地)

企業立地奨励事業と同様の対象業種、対象経費において、新規または増設による投下固定資産が 1,000 万円以上、新規雇用者 3 人以上の場合、補助対象経費の 10% (その他町長が認める業種は 5%) を交付。(上限 1,000 万円)

※山村地域内・・・旧山崎村、旧南保村、旧宮崎村、旧境村の区域で国立公園・国定公園等の区域を除いた区域

3. 工場環境整備補助事業

交付要件	補助対象経費	補助率（いずれか低い額）	限度額
企業立地奨励事業の交付要件 ※新規雇用者 10 人以上、大規模投資は概ね 60 人以上	廃棄物処理施設、排水路、緑地等の環境整備または消融雪装置、除雪機会等地域の特殊性に対応する施設・設備	【新規・大規模投資の場合】補助対象経費の 2/3 または新規雇用者数 1 人当たり 20 万円を乗じた額	6,000 万円
		【上記以外の場合】補助対象経費の 1/3 または新規雇用者数 1 人当たり 10 万円を乗じた額	3,000 万円

4. 雇用創出奨励事業

企業立地奨励事業の交付要件を満たす場合の新規または増設による新規雇用者のうち、朝日町に住民登録がされている者 1 人当たり 25 万円を交付。(上限 2,000 万円)

5. 固定資産税補助事業

企業立地奨励事業の交付要件を満たして設置した工場等の固定資産税相当額を 3 年間交付。(上限 500 万円/年)

6. 借地料補助事業

企業立地奨励事業の交付要件を満たす場合、賃借する用地の借地料 40%を 3 年間交付。(上限 300 万円/年)

7. 本社機能施設等移転奨励事業

対象事業	交付要件（投下固定資産額・新規雇用）	補助率	限度額
本社機能の県外からの移転 (土地・建物・設備・移転費用等)	5,000 万円以上かつ 5 人以上 (中小企業は 1 人以上)	対象経費の 10% ※事務所移転費、従業員引越 し費用は 50%分加算	5 億円
	100 億円以上かつ 60 人以上		30 億円

富山県朝日町



豊富なメリット

豊富な地下水！

自然災害が少ない！

安価な電力！

3大都市圏への優れたアクセス！

事業のリスク分散に！

朝日町の助成制度

用地・建物・
設備の投資額
の10%補助

新規就業者
1人(要住民
登録)につ
き25万円

固定資産税
相当額 3年
免除